



マリン薬局上宇部店	宇部市山門四丁目一番二四号	〃	六、〃
いちか薬局	山口市平井三〇〇の一	〃	〃 二七
調剤薬局マツモトキヨシ	〃 泉町九番二号	〃	七、一
コープこといずみ店	〃	〃	〃
平井薬局	〃 平井二九八の六	〃	六、〃
イオン薬局防府店	防府市中央町一番三号	〃	〃 二八

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
三和ヒューマンサポート株式会社	宇部市文京台三丁目一三番二号	令和六、一
シヨンいきいき	宇部市海南町一六番二七号	六、一
参宮通り	〃	〃

**山口県告示第百二十九号**

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

三十四の五 山口県山南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸に関する部分中「九の二北緯三四度〇二分〇九・四七七〇秒東経一三一度二八分三四・〇二九九秒の点」を「九の二 北緯三四度〇二分〇七・八八九二秒東経一三一度二八分三四・四三二五秒の点」に改める。

**山口県告示第百四十号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行者周南市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和六年四月十七日  
二 換地処分の内容  
令和六年二月二十六日認可された換地計画のとおり

**山口県告示第百四十一号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第四百五十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

六連島地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
下関市	六連島	空方	一一二の一地先	一一二の一	一号
〃	〃	〃	一〇〇三九地先	〃	二号
〃	〃	〃	一一三	〃	三号
〃	〃	〃	一一三	〃	四号
〃	〃	〃	一一七	〃	五号
〃	〃	〃	一一七	〃	六号
〃	〃	〃	一一八	〃	七号
〃	〃	〃	一一七	〃	八号
〃	〃	〃	一一九	〃	九号

（二四九）液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に



関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の認定をしました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所	認定基準	認定年月日
高山石油ガス株式会社	下松市大字平田一―一―	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準	令和六年七月二十一日
晃和興産株式会社	柳井市南町七丁目九番一号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十六条第一号に掲げる基準	令和六年七月三十一日

(一五〇) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影）
  - 二 作業の地域  
下関市
  - 三 作業の期間  
令和五年五月十九日から令和六年三月三十一日まで
- 一 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影）
  - 二 作業の地域  
宇部市、山口市、防府市及び美祢市
  - 三 作業の期間  
令和五年十月二十三日から令和六年三月三十一日まで

(一五一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 作業の地域  
周南市
- 三 作業の期間  
令和五年五月十日から令和六年三月二十九日まで

(一五二) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岩国土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 二 作業の地域  
岩国市及び周南市
- 三 作業の期間  
令和五年八月五日から令和六年三月二十九日まで

(一五三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量及び地形測量)
- 二 作業の地域  
萩市大字椿東
- 三 作業の期間  
令和五年八月二十八日から令和六年三月二十二日まで

(一五四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
山口市陶
- 三 作業の期間  
令和六年一月二十九日から同年三月二十九日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年八月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地

令和六年八月二十三日印刷  
令和六年八月二十三日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
交通信号灯器 六八九台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和六年七月十二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇番地
- 六 落札金額  
二千八百三万七千二十円
- 七 入札公告日  
令和六年五月三十一日
- 八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政  
(二) 調達方法  
購入  
(三) 落札方式  
最低価格